(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、各締約国は、自国の法律に従い、商標が次のいずれか又は双方に該当する場合において及び適当な場合には他の関連する要因を考慮して、当該商標が広く認識されている商標であることを決定する。

(i)　当該商標の所有者の商品又はサービスを表示するものとして他方の締約国において広く認識されている場合

(ii)　当該商標の所有者の商品又はサービスを表示するものとして双方の締約国において広く認識されている場合

注釈　広く認識されている商標の保護は、各締約国の法律に従うことを条件として、当該商標が対象とする商品又はサービスと類似していない商品又はサービスにも及ぶ。

2　各締約国は、合理的な理由があること及び手続上の要件に従うことを条件として、出願人が権限のある当局に対してその商標登録出願を他の出願に優先して審査することの要請を提出することができることを確保する。このような要請が提出された場合には、権限のある当局は、当該要請を考慮に入れるものとし、適当な場合には、当該商標登録出願を他の出願に優先して審査するよう努める。

第百七条　地理的表示

各締約国は、自国の法令に従い、かつ、貿易関連知的所有権協定の定めるところにより、地理的表示の保護を確保する。

第百八条　不正競争

各締約国は、千九百六十七年の工業所有権の保護に関するパリ条約第十条の二の規定に従って、不正競争行為からの保護を与える。

第百九条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十章　政府調達

第百十条　調達に関する原則

各締約国は、成長及び雇用を促進するため生産及び貿易の拡大を推進する上で政府調達が有する重要性を認識し、自国の法令に従い、政府調達に関する措置の透明性を確保する。

第百十一条　無差別待遇

一方の締約国は、政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、自国の法令に従って第三国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第百十二条　情報の交換

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、適時にかつ可能な限り英語により、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行並びに現行の政府調達制度の改革について、情報の交換を国の段階において行う。

2　各締約国は、情報の交換のため及び他方の締約国に対する情報の提供のために連絡部局を指定するよう努める。

第百十三条　追加的な交渉

両締約国は、インドが世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下「政府調達協定」という。）の締約国となる意思を表明したときに、苦情申立ての手続に関する規定を含む包括的な政府調達に関する章を実現することを目的として、この章を見直すため、交渉を開始する。

注釈　この章の規定の適用上、政府調達協定が改正され、又は他の協定によって代替される場合には、「政府調達協定」とは、当該改正された政府調達協定又は当該他の協定をいうものとする。

第百十四条　無差別待遇に関する交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の後、政府調達に関する措置（自国の政府調達市場へのアクセスを含む。）についての有利な待遇を第三国に与える場合において、他方の締約国の要請があるときは、当該待遇を相互主義に基づき当該他方の締約国にも与えることを目的として交渉を開始するための適切な機会を与える。

第百十五条　例外

1　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　インドについては、州政府及びその機関並びに地方政府

(b)　日本国については、地方政府

2　この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であって武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

第十一章　競争

第百十六条　反競争的行為

各締約国は、自国の法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

第百十七条　定義

この章の規定の適用上、「競争法令」とは、

(a)　インドについては、二千二年の競争法（二千三年の第十二号）（二千七年の競争（改正）法による改正を含む。）及びその実施について定める規則並びにそれらの改正をいう。

(b)　日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

第百十八条　反競争的行為の規制に関する協力

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力するよう努める。

第百十九条　無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第百二十条　手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百二十一条　透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第百二十二条　第十四章の規定の不適用

第十四章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十二章　ビジネス環境の整備

第百二十三条　基本原則

1　両締約国間の貿易及び投資を促進することを目的として、一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内で事業活動を遂行する他方の締約国の企業のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、自国の区域内におけるビジネス環境を一層整備するための協力を促進する。

第百二十四条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。